

○地方環境事務所の内部組織に関する訓令  
(平成20年3月17日環境省訓令第2号)

改正 平24訓15-2、訓17-2、訓54、平成25年訓1、訓2、訓16 平成26年訓15、平成27年訓8、平成28年訓9、訓19、平成29年訓4、訓7、訓10、平成30年訓7、平成31年訓6、令和2年訓12、令和3年訓3、令和5年訓4、令和6年訓4、令和7年訓2、令和8年訓3

(通則)

第1条 地方環境事務所の内部部局の組織については、環境省設置法(平成11年法律第101号)、環境省組織令(平成12年政令第256号)、環境省組織規則(平成13年環境省令第1号)及び地方環境事務所組織規則(平成17年環境省令第19号)に定めるところによるほか、この訓令の定めるところによる。

(次長の職務)

第2条 地方環境事務所に次長を置く(福島地方環境事務所を除く。)  
2 次長は、所長の命を受け、特定の事務を処理する。

(企画官(技術総括担当)の職務)

第3条 環境再生・廃棄物対策部に、企画官(技術総括担当)を置く。  
2 企画官(技術総括担当)は、命を受けて、調整官のつかさどる職務のうち除染及び解体に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

(中間貯蔵技術企画官等の職務)

第4条 中間貯蔵部に、中間貯蔵技術企画官及び復興再生利用技術企画官を置く。  
2 中間貯蔵技術企画官は、命を受けて、調整官のつかさどる職務のうち中間貯蔵(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)第2条第4項に規定する中間貯蔵をいう。)に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。  
3 復興再生利用技術企画官は、命を受けて、調整官のつかさどる職務のうち福島県内除去土壌等(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第2条第2項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。)の減容及び福島県内において生じた除去土壌(放射性物質汚染対処特措法第2条第4項に規定する除去土壌をいう。)に係る復興再生利用(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年環境省令第33号)第58条の4に規定する復興再生利用をいう。)に関する事務を助ける。

(広報室)

第5条 渉外広報課に、広報室を置く。  
2 広報室は、渉外広報課の所掌事務のうち、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に係る事務を分掌する。

(放射線健康管理官の職務)

第6条 渉外広報課に、放射線健康管理官を置く。

2 放射線健康管理官は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による健康への影響に関する健康管理及び健康不安対策の支援に関する事務を行う。

(市町村支援室)

第7条 環境再生・廃棄物対策総括課に、市町村支援室を置く。

2 市町村支援室は、環境再生・廃棄物対策総括課の所掌事務のうち、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関する事務を分掌する。

(環境再生企画官の職務)

第8条 環境再生課に、環境再生企画官を置く。

2 環境再生企画官は、環境再生課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(廃棄物再生利用推進室、最終処分場管理室及び対策地域内廃棄物処理推進室)

第9条 廃棄物対策課に、廃棄物再生利用推進室、最終処分場管理室及び対策地域内廃棄物処理推進室を置く。

2 廃棄物再生利用推進室は、廃棄物対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 放射性物質汚染対処特措法第15条に基づく対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること(対策地域内廃棄物の再生に係るものに限る。)

二 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の2第3項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること(認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の再生に係るものに限る。)

三 放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する事故由来放射性物質により汚染された廃棄物のうち処理が行われていないもの(特定廃棄物(放射性物質汚染対処特措法第20条に規定する特定廃棄物をいう。以下同じ。))を除く。)に係る円滑な処理の実施に関すること。

3 最終処分場管理室は、廃棄物対策課の所掌事務のうち、特定廃棄物の最終処分場の運営、保全その他の管理に関する事務を分掌する。

4 対策地域内廃棄物処理推進室は、廃棄物対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 特定廃棄物の収集及び運搬に関すること(運搬先が仮置場(地方環境事務所組織規則第5条第16号に規定する仮置場をいう。以下同じ。))となる特定廃棄物に係るものに限る。)

二 仮置場における特定廃棄物の保管及び処分に関すること。

三 仮置場の整備(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則(平成16年環境省令第12号)第3条に規定する区域内において行われるものに限る。)に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

(廃棄物対策企画官の職務)

第10条 廃棄物対策課に、廃棄物対策企画官を置く。

2 廃棄物対策企画官は、廃棄物対策課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(企画官(減容化担当)の職務)

第11条 管理課に、企画官(減容化担当)を置く。

2 企画官(減容化担当)は、中間貯蔵施設の運営に関する事務のうち、減容化施設の運営に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(調査設計室)

第12条 管理課に、調査設計室を置く。

2 調査設計室は、管理課の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 中間貯蔵施設の整備に係る調査に関すること。
- 二 中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること。
- 三 中間貯蔵施設の整備に係る廃棄物の処理に関する事務及び事業に関すること(環境再生・廃棄物対策部及び復興再生利用企画課の所掌に属するものを除く。)

(企画官(用地担当)の職務)

第13条 用地課に、企画官(用地担当)を置く。

2 企画官(用地担当)は、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る審査に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(地域生物多様性増進室)

第14条 国立公園課に地域生物多様性増進室を置く。

2 地域生物多様性増進室は、国立公園課の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 自然再生(自然再生推進法(平成十四年法律第百四十八号)に規定する自然再生をいう。)の推進に関すること。
- 二 地域生物多様性増進活動(地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和六年法律第十八号)第2条第3項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。)の促進に関すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、環境省本省の自然環境局自然環境計画課の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発並びに関係機関との連絡調整に関すること。

附 則 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。